

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第415号
告示年月日	令和6年6月18日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1014(1311001014)
箇所名	野々浜
所在地	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:25,000)

宮城県



位置図(S=1:200,000)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R5JHf255」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

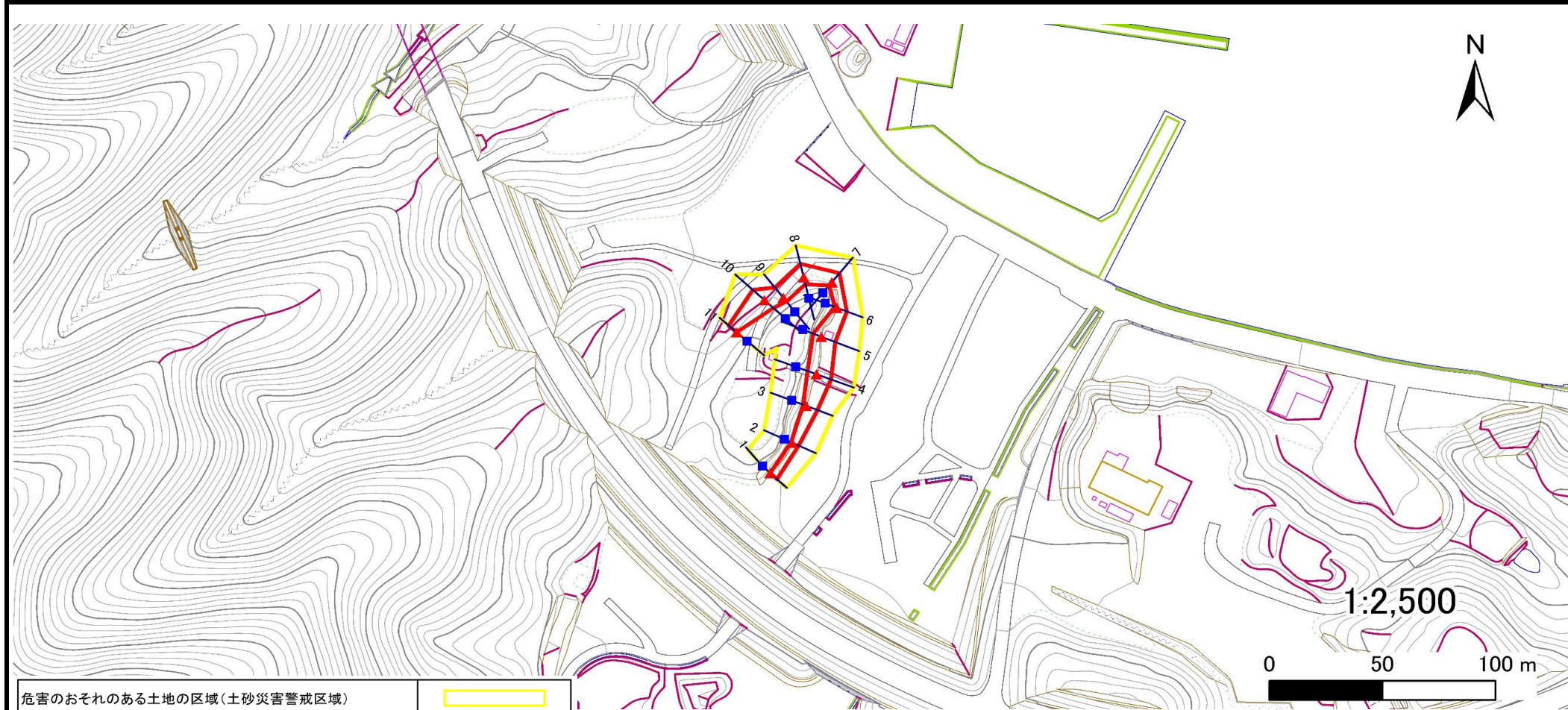
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第415号
告示年月日	令和6年6月18日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和4年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1014(1311001014)	箇所名	野々浜	所在地	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜
---------	------	----------------------	-----	-----	-----	---------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	[Yellow box]	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	[Orange box]
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	[Red box]
それ以外の区域	[White box]	

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第415号
告示年月日	令和6年6月18日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1014(1311001014)	箇所名	野々浜	所在地	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜										
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	51.5	1.0	-	-	11.8	2.4	~							
2 ~ 3	-	-	67.6	1.0	-	-	11.8	2.4	~							
3 ~ 4	-	-	87.1	1.0	-	-	9.5	1.9	~							
4 ~ 5	-	-	87.1	1.0	-	-	9.9	2.0	~							
5 ~ 6	-	-	83.7	1.0	-	-	10.2	2.1	~							
6 ~ 7	-	-	66.3	1.0	-	-	10.4	2.1	~							
7 ~ 8	-	-	80.4	1.0	-	-	10.4	2.1	~							
8 ~ 9	-	-	80.4	1.0	-	-	9.1	1.8	~							
9 ~ 10	-	-	88.0	1.0	-	-	9.1	1.8	~							
10 ~ 11	-	-	88.0	1.0	-	-	9.0	1.8	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							